

各事業者における周知、徹底事項について

令和6年12月20日
大阪市建設局

各事業者における周知、徹底事項について

1. 現場における安全管理の徹底

- 令和6年7月から、これまでに発生した事故等（6件）

【事故事例】

- ・ バックホウ等の機材の接触による損傷
- ・ 作業中の切創
- ・ 落下事故

安全管理の基本的なことを遵守できていれば防げた事故

- 現在の取り組み（令和5年1月～）
 - ①労働基準監督署、道路管理者（大阪港湾局）、夢洲関連工事連絡調整WG事務局（建設局）により、年2回の現場安全巡視を行い、WGで巡視結果を共有する。
 - ②WG事務局より注意喚起の文書を発出。
 - ③事故事例の原因と再発防止策を引き続きWG会員に共有し、安全管理の周知徹底を図る。

2. 周辺道路等での交通安全の徹底

- 現在の取り組み（令和6年4月～）

交通事故事例や府警本部の最新の取組について、大阪府警本部からの注意事項としてWGの場で共有し、安全運転の周知徹底を図る。



労働基準監督署等による安全点検
(令和6年6月)

- **現場内での労働災害や事故の発生は、当該工事の工事中断による遅れだけでなく、夢洲関連事業全体の工程にも影響する。**
- **また、周辺道路等での交通事故の発生は車両通行に大きく支障を与えることが想定され、工事への影響も懸念される。**
- **ほとんどの工事は12月末で完成予定であるが、1月以降も施工する工事もあることから、引き続き工事現場の安全管理の徹底に努めるよう関係業者間での安全対策に関する情報共有に努め、周辺道路等での安全運転、ルールの遵守など、WGの場を活用した注意喚起を継続していく。**

各事業者における周知、徹底事項について

3. 工事車両の適正な運行・通行の徹底

工事車両台数が増加していく中、通行ルート付近の地元に対し、十分な理解を得なければ、工事車両の通行に影響が生じ、工事の進捗に大きく影響することになる。

このため、以下の事項について、厳守すること。

① 工事車両運行管理システムの適正な運用の徹底。

- ・工事車両の予定情報（時間、ルート、ゲート、車番）について、**期限内に正確な情報を入力**することを徹底。
- ・今後、工事車両の増加に伴い、工事車両台数調整を行う可能性があることから、特に週次予定について、引き続き、正しい情報入力を徹底する。

② 工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）を遵守すること。（次頁）

※特に工事車両へのゼッケン設置を遵守。観光外周道路での制限速度の遵守徹底。

③ 沿道地域の方々への影響をできる限り少なくするよう、高速道路の利用を基本とすること。近隣から建設資材を運搬するなど、一般道路（特に生活道路）の通行にあたっては、必ず地元にて丁寧な説明を行うこと。

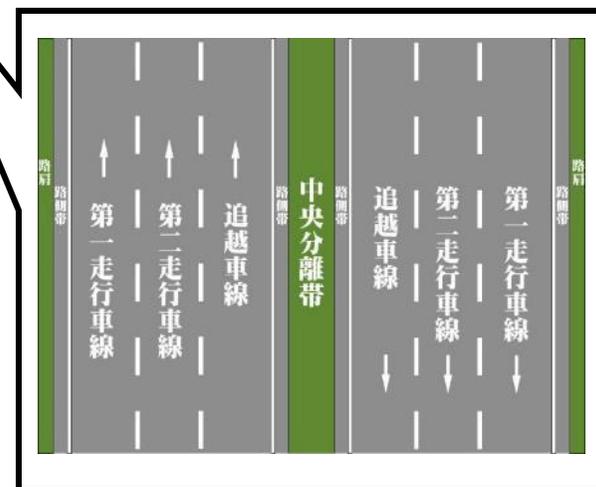
- ・工事車両の増加により国道43号などが混雑するため高速道路の利用を徹底すること。
- ・特に地元から通行不可の要望がある此花通とポートタウン西側幹線道路について、通行不可を徹底させること。違反があった場合はWGの場で事案の周知などを行う。

④ 児童の通学時間帯の安全走行を徹底すること。

工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）

工事車両の運行にあたっては、以下のルールを必ず遵守すること。

1	工事車両表示（ゼッケン）の設置
2	指定された運行ルート及び運行時間帯の遵守
3	駐停車（待機含む）の禁止
4	道路上での生コン車シュート洗いの厳禁
5	第1走行車線の走行原則禁止
6	自家用車両（白ナンバー）の有償運送の禁止
7	特殊車両通行時における適正な手続きの遵守
8	過積載の厳禁
9	規制速度・法定速度の遵守
10	信号のない横断歩道での歩行者待機時での一時停止



・各ルールに対する効果

交通安全対策・・・①②③④⑧⑨⑩

交通渋滞対策・・・②③④⑦

沿道環境対策・・・①②⑤⑧⑨

法令遵守対策・・・③⑥⑦⑧⑨⑩